

札障第 4898 号  
令和 7 年（2025 年）3 月 28 日

市内障害福祉サービス事業所  
市内障害者支援施設  
市内障害児通所支援事業所 管理者様  
市内障害児入所施設  
市内相談支援事業所

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部  
自立支援担当課長

## 令和 7 年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書について（通知）

日頃から本市の障がい福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では人員配置等の確認をするため、障害福祉サービス事業等における介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（以下「体制届」という。）を毎年 4 月に提出していただくこととしております。

つきましては、令和 7 年度の体制届の取扱いについて下記のとおりとしますので、該当する事業所におかれましては、期限までにご提出いただきますようお願いします。

記

### 1 体制届の提出が必要な事業所

次の(1)又は(2)に該当する事業所

- (1) 全てのサービスにおいて、4 月以降、加算等の算定状況（算定の有無及び算定区分）に変更がある事業所  
(2) 必ず提出が必要な事項があるサービスを提供する事業所（下表のとおり）

サービス	必ず提出が必要な事項
就労移行支援	・就労定着率区分
就労継続支援 A 型	・評価点区分 ・評価点の公表について（就労継続支援 A 型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書（別紙 56））
就労継続支援 B 型	・平均工賃月額区分（※平均工賃月額に応じた報酬体系を選択している場合）
就労定着支援	・就労定着支援利用者数 ・就労定着率区分
共同生活援助	・事業実施状況等報告書（※日中サービス支援型のみ）
児童発達支援	・未就学児等支援区分 ・自己評価結果等の公表に係る届出書（別紙 27）
放課後等デイサービス	・自己評価結果等の公表に係る届出書（別紙 27）
保育所等訪問支援	・自己評価結果等の公表に係る届出書（別紙 27）

## 2 書類の提出について

### (1) 提出書類

加算の算定に応じて必要な添付書類

(「【年度当初】体制届提出書類チェック表」のとおり)

※使用する様式等については、札幌市ホームページから最新の様式をダウンロードしてご使用ください。

《URL》

札幌市ホームページのホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がい福祉 > 事業者のみなさまへ > 事業者指定 > 加算の届出（年度当初）

[http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasidei/13\\_kasan\\_taisei.html](http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasidei/13_kasan_taisei.html)

### ※提出書類の省略等について

令和7年4月以降の届出分から、一部書類について提出を省略できることとしています。詳しくはサービス種別ごとの提出書類チェック表をご確認ください。

### (2) 提出方法

スマート申請により受け付けます。上記2-(1)URLにサービス種別ごとのリンクを掲載しております。※郵送での提出には応じられません。

### (3) 申請にあたっての注意点

- ・入力内容や添付書類に誤りや不足がないよう注意してください。申請内容が十分に確認できない場合、別途連絡のうえ確認を行うか、追加で添付書類等の提出を求める場合があります。また、入力内容や添付書類が明らかに事実と異なる場合は、虚偽またはその疑いがあるものと判断する可能性があります。
- ・申請内容が届出を行う変更または加算等の要件に該当しなかった場合や、内容に虚偽またはその疑いがあると認められた場合は、申請を却下するか、自立支援給付費等の返還等を求める場合があります。

## 3 提出受付期間

**令和7年4月1日（火）から令和7年4月15日（火）23:59まで**

※今回提出していただく加算等の算定は、令和7年4月1日から適用となります。

## 4 届出に関する注意点

### (1) 勤務形態一覧表について、育児・介護休業法による時短勤務により常勤者として配置している従業者は、常勤（時短）の勤務形態を選択してください。また、役員を含め、常勤勤務時間を超えて配置することはできませんので、常勤従業者勤務時間数を超えていないかご確認ください。

人員（管理者やサービス管理責任者等）に変更がある場合は、別途変更届を提出してください。なお、変更届については、挙証書類など一部の書類の提出を省略できることとしていますので、詳しくは別添の事務連絡をご確認ください。

- (2) 体制届の提出が必要ではない事業所又は体制届の提出書類として提示しているものであっても、実地指導、監査、会計検査等において、書類提出を求めることがあるため、加算等の算定要件を確認できる書類は事業所に保存してください。
- (3) 4月1日付けの変更届や新規指定申請等の提出に伴い、既に4月からの体制届を提出されている場合は、再度ご提出いただく必要はありません。ただし、その後変更が生じた場合は改めてご提出ください。
- (4) 体制届で算定した加算について、運営指導等で要件を満たしていないことが判明し、過誤調整を依頼する案件が増加しております。体制届のご提出にあたっては、報酬告示、留意事項通知等を十分ご確認ください。
- (5) ご提出いただいた書類に誤りや不備がある場合、補正を求める場合がありますが、ご対応いただけない場合、請求が返戻となる可能性がありますので、ご注意ください。

## 5 留意事項

- (1) 全サービス共通
  - ア 報酬告示をご確認いただき、該当する加算・減算について漏れなく申請してください。
  - イ 人員配置体制に関する届出書における「延べ利用人数」について、単なる利用人数を記載されている場合がありますので、下例を参考の上、ご記載願います。  
〔例〕3人の利用者がそれぞれ月に15日サービスを利用した場合、延べ利用人数は  
〔 3人×15日=45人となります。〕
- (2) 居宅系サービス
  - 特定事業所加算は、加算区分に変更がある事業所や、今年度から新規で加算を算定する事業所のみ届出が必要です。届出がない場合は、前年度と同様の加算区分を継続して算定するものとして取り扱います。
  - 重度訪問介護は、特定事業所加算に係る届出書のうち、体制要件の⑥について、現に深夜帯にサービスを提供している必要があります。
- (3) 共同生活援助
  - ア 勤務形態一覧表の作成に当たっては、夜間支援従事者の配置については、職種の欄で「世話人」を選択して夜勤日を塗りつぶすのではなく、プルダウンで夜間支援従事者を選択してください。なお、世話人と夜間支援従事者はあくまで別の職種となるため、世話人と夜間支援従事者としての時間を合算しても、当該従事者は常勤にはなりません。また、管理者は日中の従事が必要なため、夜間支援従事者にはなれません。
  - イ 自立生活支援体制加算（Ⅲ）を算定する場合、専ら移行支援住居に入居する利

用者の支援に従事する社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有したサービス管理責任者を配置する必要があります。移行支援住居に従事するサービス管理責任者は、同じ事業所であってもサービス管理責任者の兼務はできません。また、移行支援住居の登録状況に変更がある場合、その都度届出が必要となります。

#### (4) 障害児通所支援

ア 令和6年度から、保育所等訪問支援においても自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価を行い、おおむね1年に1回以上インターネットや会報等で公表することが義務付けられております。このことについて、全ての事業所において届出が必要です。

イ 児童発達支援（児童発達支援センター、主として重症心身障害児を対象とする事業所を除く）における未就学児等支援区分について、児童発達支援を利用する児童のうち、未就学児の割合を計算してください（放課後等デイサービスを利用する児童は含みません）。

### 6 報酬告示等

各加算の要件については、報酬告示及び留意事項通知等を参照してください。

＜報酬告示等＞

《厚生労働省HP》

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html)

《こども家庭庁HP》

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitai>

### 7 お問い合わせ

札幌市ホームページに掲載している質問票（スマート申請）にてご質問ください。  
電話での問い合わせには応じられません。

《スマート申請-質問票》

<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/situmonhyo/door>

### 《ご注意》

加算の算定要件や人員配置区分を十分にご確認願います。

職員配置の変更等により、加算等が算定できなくなる又は算定する単位数が減少する場合は、必ず届出を行ってください。

届出を行わず、そのまま給付費の算定を行った場合、内容によっては不正請求とみなし、返還の対象となります。

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部  
障がい福祉課指定指導担当係  
E-mail : [jigyousyasidei@city.sapporo.jp](mailto:jigyousyasidei@city.sapporo.jp)